

甲斐市議会バイオマス産業都市構想特別委員会会議録

1. 開催日時 令和2年12月1日

2. 招集場所 甲斐市役所委員会室A

出席委員（10名）

委員長	五味武彦君	副委員長	山本英俊君
	伊藤毅君		滝川美幸君
	金丸寛君		松井豊君
	有泉庸一郎君		長谷部集君
	内藤久歳君		保坂芳子君

欠席委員（なし）

傍聴議員（10名）

議長	清水正二君		加藤敬徳君
	谷口和男君		秋山照雄君
	清水和弘君		金丸幸司君
	赤澤厚君		小澤重則君
	芥藤芳夫君		藤原正夫君

説明のため出席した者の職氏名

生活環境部長	剣持豊彦君	環境課長	酒井厚志君
バイオマス 推進係長	藤田充君		

職務のために出席した者の職氏名

議会事務局長	土屋達巳	書記	森田公
書記	長田大地		

内容

- (1) 木質バイオマス発電事業に係る確認事項について
- (2) その他

開会 午後 1時27分

○書記（長田大地君） ご参集大変お疲れさまです。

ただいまからバイオマス産業都市構想特別委員会を開会いたします。

本日の委員会は、初めに委員長より挨拶をいただきまして、引き続き委員長の進行により進めてまいります。

次第の2、委員長挨拶、五味委員長よろしくお願いいたします。

○委員長（五味武彦君） お疲れさまです。

前回1か月強前に開催しました。逐一動きを皆さん方に検討していただくということで本日の運びになりました。今後12月中にもう一回やる可能性も出てきております。慎重な審議、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上でございます。

ただいまの出席委員は10名でございます。定足数に達しておりますので、これよりバイオマス産業都市構想特別委員会を開会といたします。

本日の会議を開きます。

○委員長（五味武彦君） 本日の委員会は、お手元に配付した次第のとおりに進めたいと思ひます。

なお、本日は委員外議員の傍聴を許可してあります。ご承知おきください。

質疑は、委員の質疑を受けた後に傍聴議員の質疑を受けたいと思ひます。傍聴議員の質疑は先の申合せのとおり会派の割当人数により行ひます。割当人数は全会派1名とし、質問は1問、再質問は1回までといたします。

それでは、これより次第の3、内容に入ります。

初めに、（1）木質バイオマス発電事業に係る確認事項について、担当より説明を求めます。

酒井課長。

○環境課長（酒井厚志君） 大変お疲れさまでございます。環境課です。

本日は、お忙しいところバイオマス産業都市構想特別委員会にご参集いただきまして、誠にありがとうございます。

本日は、特別委員会終了後に全員協議会を開催していただき、承継事業者等の出席の下発電事業の推進に伴う承継事業者の事業実績等についての研修会も予定されておりますので、併せてよろしく願いいたします。

これより、木質バイオマス発電事業に係る確認事項につきましてご説明をさせていただきますが、説明に入る前に資料の確認をお願いいたします。

本日は、資料は2つになります。

1つ目が、バイオマス産業都市構想特別委員会資料、2つ目が、別紙①とある2種類になります。よろしいでしょうか。

それでは、バイオマス産業都市構想特別委員会資料、1ページをお願いいたします。

これまで本市と木質バイオマス発電事業の実施に向けて協議を重ねてきました日立造船株式会社は、県内林業事業者の倒産の影響などにより10月中旬に事業化を断念する判断を下し、併せて承継事業者を本市に紹介してきました。市では、今後の事業の選択肢について10月29日に開催された本特別委員会で報告したところであり、日立造船より紹介を受けた大和証券グループの大和エナジー・インフラ株式会社、グリーン・サーマル株式会社及び株式会社ノーリンに対し本市の掲げるバイオマス産業都市構想の実現と木質バイオマス発電事業の実施に向け優先的に確認を行った諸条件のうち、これまでに確認できた内容についてご説明をさせていただきます。

1番、事業推進に向けての確認でございますが、前回の本特別委員会でご説明しましたとおり、本市の木質バイオマス発電事業の推進を図るためには、電力系統接続の確保と発電開始時期が課題となっており、特に日立造船が東京電力エナジーパートナーと覚書を締結した電力需給契約書により発電に必要な電力系統接続について令和3年2月末以降は工事費用が発生するため、次の発電事業者が決まらず日立造船がこの電力系統接続を放棄した場合は発電規模の縮小や発電事業が行えない可能性がございます。この件につきまして、東京電力の工事担当者に直接確認した結果は表のとおりでありました。

まず、表左側の電力系統接続の欄、東京電力下の1つ目のポツですが、令和3年2月末が接続工事発注時期のリミットであると伺ったところ、そのあれで間違いはないとの回答でありました。東京電力としても多くの電力系統接続の工事を抱えており、そのスケジュールを組んでいるため今回のタイミングを逃してしまうと、3つ目のポツにありますよう、次回の

接続工事が行える時期は令和6年度以降になってしまうとのことでした。

次に、日立造船のところでございますが、来年2月までの接続工事発注期日前に、新たな発電事業者が決まらず既に東京電力に納めている費用の回収めどが立たない場合は、億単位のリスクを負うことはできないとして現契約の解約をせざるを得ないとのことでした。

次に、表右側の発電開始期日、令和6年3月9日についてですが、前回ご説明したとおり日立造船が本年3月10日に取得した事業計画認定は、現FIT法において認定日から起算した4年後の令和6年3月9日までに発電を開始できない場合は、売電期間が短縮されることとなり事業採算に影響を及ぼすこととなります。

右側表中、1つ目のポツにありますよう、今工事発注時期を逸すると発電開始期日以降の接続となってしまうこと。その下のポツになりますが、日立造船が電力系統接続を解約した場合、同規模の電力系統接続の確保は確約できないと東京電力の回答でありました。

一番下の結果の欄になりますが、令和3年2月末の電力系統接続工事発注時期までに発電事業者の決定及び日立造船が持つ電力系統接続権利の承継が整わない場合は、発電開始日以降の発電となり、事業進捗に多大な影響を与えることを改めて確認したところでございます。

2ページをお願いいたします。

2、承継事業者への確認になりますが、先ほどの1ページの事業推進に向けての確認においての結果のとおり、時間的制約があること、本市が掲げる甲斐市バイオマス産業都市構想の実現や日立造船と本市のこれまでの取組等を踏まえた上で、主にグリーン・サーマル及びノーリンに本市での発電事業の実施に向けた確認作業を行っているところであり、現時点で確認ができた7項目についてご報告をさせていただきます。

まず、表の確認項目①電力系統接続の接続確保についてですが、東京電力が示す接続工事発注期日のタイムリミット、それに伴う費用額等を両社とも承知しており、本市から発電事業者を選定された場合は速やかに日立造船から承継できるよう協議中であるとの回答でありました。

次に、②発電開始の時期であります、発電開始期日が令和6年3月9日であることを同じく承知し、事業者選定された場合はこちらを想定して期日前に発電開始ができるようスケジュールを調整中とのことあります。

次に、③排熱の無償提供等、甲斐市バイオマス産業都市構想の実現についてですが、まず、本市が木質バイオマス発電事業を推進するにあたり、バイオマス産業都市構想に掲げている目指すべき将来像である発電施設から発生する排熱を周辺公共施設でエネルギーとして有効

活用するため、排熱を無償提供していただくこと。松くい虫による被害や手入れが進まず荒廃している森林環境の再生を図るため、地域の木材を有効活用し、地域林業・林山業の活性化を推進するため、本市を中心とする県内からの燃料材を主に調達すること。また、熱エネルギーを農業施設や園芸施設等で利用することを検討するなど、バイオマス活用による新たな農業の展開について協力していくこと。この3つについて聞いたところ、理解をしており、構想実現に向けて取り組んでいけるか確認したところ、同意をいただいたところでございます。

④の各種協定の締結についてですが、まず、平成30年5月に日立造船と基本合意書を締結した内容として、事業の実施に当たり市内在住者の優先的な雇用及び市内企業の積極的な活用を基本として取り組むこと。市が確保する発電所用地を有償で貸し付けること。発電所から排出される熱について、無償で市に提供すること。これらがうたわれております。

次に、基本協定書として日立造船と協議してきた内容に、用地の貸付料は市が取得する土地購入経費及び造成経費の2%を年額貸付料とすること。地域への貢献として、発電期間中市の環境保全に関する事業へ協力するための資金として年200万円を支払うこと。その他公害を未然に防止し、環境負荷の低減を図るとともに、地域住民の健康の保護及び周辺地域の生活環境の保全に努めるための環境保全協定書の締結や、市内居住者を積極的に雇用するよう努めるものとした雇用協定書を別途定めること。これら各種協定に同意できるか確認したところ、締結する意向を確認いたしました。

⑤県内林業事業者の合意形成についてですが、日立造船は事業化断念を決めて以後、燃料材供給の覚書を交わした林業事業者を訪問しおわびと併せて本市に承継事業者を紹介していることを説明して回り、全ての林業事業者と連絡が取れたと報告を受けております。この中で、取引予定であった県内の林業事業者は、早期の事業実現を望んでおり承継事業者へ引き続き協力する意向であることを確認しております。また、承継事業者も今後事業者に選定された際には、条件整理等を行い覚書等の書面化を図る意向であることも確認をいたしました。

⑥県外燃料材以外の燃料調達の量・方法、ほか発電所実績等ですが、まず、燃料調達の量・方法については、グリーン・サーマル、ノーリンから資料を基にノーリンググループ全体で年間100万トンの調達が可能と説明を受けました。内訳として、年46万トンで現在稼働している8か所の発電所等へ納入しており、余力は現在年54万トンあることを聴取により確認いたしました。

次に、発電所実績についてですが、資料の別紙①、こちらをご覧ください。

1枚目になりますけれども、下段の表がグリーン・サーマルの会社概要になります、左

側の下から2番目の事業実績、こちらに記載がありますよう国内8か所の運営等に携わっている実績がございます。

特別委員会資料の2ページへお戻りください。

⑦他事例の自治体・住民との合意形成についてですが、先ほどの8か所の実績の自治体・地元住民との合意形成を伺ったところ、自治体の関わりにつきましてはいずれも本市のようにバイオマス産業都市構想等による計画を掲げているところはなく、民間の開発事業として実施されており、その中での許可条件や行政指導にとどまっているとのこと。住民との合意形成は、地元説明会を開催し事業説明する中で理解をいただいているとのこと。また、公害防止協定等については、当該自治体や地元地区協議会等と協定書を締結しているとのことでした。

以上、これまでの事業者を確認した内容になります。

なお、⑤、⑥、⑦につきましては、この後の研修会で承継事業者等から直接ご説明いただける部分があるかと思いますので、よろしく願いいたします。

次に、3ページをご覧ください。

3、特別委員会の質問事項等についてになります。

前回の特別委員会で委員の皆様よりご質問いただいた事項について、確認できた結果は次のとおりになります。

(1) 事業の実施による市民への還元につきましては、発電事業の実現により、新たな雇用や産業が生まれ、税収の増加や排熱利用による燃料費の削減が図られ、市の財政負担の軽減の一端を担うことができるものと考えます。また、森林整備の促進や整備による減災、環境活動の普及・啓発等についても図られると考えているところであります。そのほか、事業実施に伴う市内企業の優先的な活用により、地域経済の活性化にもつながることと考えているところでございます。

次に、(2) 他事例における当該自治体の関与であります。先ほど別紙①の8か所の実績のうち今回承継事業者が本市で行おうとしている事業スキームと類似している発電所が、この表にありますように山形県の米沢市及び和歌山県の上富田町になりますので、該当自治体への関与について確認したのでご報告します。

まず、米沢市ですが、発電事業所は工業団地内に建設されており、稼働が平成30年1月になります。排熱利用はないそうです。協定の締結等につきましては、市との締結はなく、工業団地の協議会と締結はあるそうです。

次に、上富田町であります。排熱利用について現在はありませんが今後検討したいとの回答でありました。また、協定等については公害防止協定を町と事業者で締結しているとのことでありました。

両自治体ともバイオマス産業都市構想を掲げていないため、本市のような深い関わり合いは持っていない状況であります。両発電所の稼働後のトラブル等について確認したところ、米沢市が約3年、上富田町が半年の期間ではあります。トラブルは生じていないとの回答をいただきました。

(3) 承継事業者の会社概要。こちらにつきましては、本委員会終了後、研修会において事業者から直接ご説明をいただきたいと思っておりますので、この場での説明は省略をさせていただきます。

(4) 県内林業事業者の状況につきましては、2ページの確認項目⑤でご説明したとおり、県内の林業事業者は本市の発電事業に期待しており、早期の事業実現を望んでいるところであります。また、市が直接お話を伺った県内林業事業者にも、同様に早期の事業の実施についてお願いをされたところであります。

以上が、承継事業者として大和証券グループでありますグリーン・サーマル及びノーリン、また県内林業事業者の意向等について確認できた内容になります。

以上で、木質バイオマス発電事業に係る確認事項の説明とさせていただきますが、ここで本日ご出席いただいております皆様にお願いがございます。前回の特別委員会、また本日の特別委員会において日立造船から紹介された承継事業者について会社名を公表してご説明しているところでありますが、これらは議員各位に公表した中で説明をしていかないと事業者の実績や事業の実現性を計り知ることができないことから事業者の了承を得て公表をしております。しかし、投融資を行う大和エネルギー・インフラなど今後重要な会議を行う前に外部に事業情報が流出することがないよう、一定の配慮をいただきたいとの申出がございますので、本委員会で知り得た事業者名についてはここだけの話としていただきたく存じます。前回の特別委員会後、新聞報道の取材を受けたときも、このようなことから事業者名については公表をしておりません。また、来週9日から始まる定例議会においてバイオマス発電事業に関する代表質問、一般質問をいただいているところでありますが、質問者の議員さんにはご配慮を賜っているところでありますので、何とぞ皆様におかれましても、事業者名については外部に非公開ということでよろしく願いいたします。

以上、説明とお願いとさせていただきますので、よろしく願いいたします。

○委員長（五味武彦君） 課長、承継と継承のちょっと説明をしてくれる。

○環境課長（酒井厚志君） はい。よろしいですか。

○委員長（五味武彦君） 課長。

○環境課長（酒井厚志君） 私どもが承継と呼んでいるのは、承継の意味からすると精神などを受け継ぐこととなっていますので、あくまでも日立造船が私どもとバイオマスをやろうとしていたその気持ちを引き継ぐ事業者を紹介されているという形で承継と私どもは呼んでいます。

継承の意味からすると、権利や義務、財産などを受け継ぐことということですので、まだ私どもからするとお話を優先的に聞くところで事業者として決めていないということから承継事業者と呼ばせていただいているところであります。

以上です。

○委員長（五味武彦君） 説明が終わりました。

ここで、委員並びに職員各位に申し上げます。

質問は一問一答とし、また質問、答弁は簡潔明瞭にさせていただけますようお願い申し上げます。

これより、委員の説明に対する質疑を行います。

質疑等がありましたらお願いいたします。

ちょっとページ数が多いので、なかなか発言がないかもしれませんけれども。

よろしいでしょうか。

長谷部委員、どうぞ。

○委員（長谷部 集君） ご説明ありがとうございます。

頑張ってもらえないという状況に変わりはないんですけども、1点説明、前回も今回も説明がない日立のときにはあった、隣接して設置を予定しているチップ工場ですか。その関係の話というのは今ないんですけども、今回もその辺は大和さんになっても同じようにやっていくという計画なんですか。

○委員長（五味武彦君） 酒井課長。

○環境課長（酒井厚志君） ご質問いただいたチップ工場の関係ですけれども、同じくチップ工場は造ることになる予定と聞いております。この後の研修会のほうで若干、用地は同じなんですけれども今聞いているのが日立造船のときは南側にチップ工場と貯木場という計画であったものを、現在新しい承継事業者のほうで今考えているのは北側の発電事業所用地の中

にチップ工場は置きたいというような計画を持って、南側のところについては貯木場としたいというようなお話を聞いているところでございます。

多分その辺もこの後のところで資料がありますのでご説明があるかとは思いますが。

よろしくお願ひいたします。

○委員長（五味武彦君） 長谷部委員。

○委員（長谷部 集君） 私が気にしているのは、そこの地主さんとはもう既に大分前から話をされていて、それも地主さんのほうの立場とすると延び延びになっているという状況があるじゃないですか。そういう意味で言うと、その地主さんのはもうその土地は要らないよということにはならないということですか。

○委員長（五味武彦君） 酒井課長。

○環境課長（酒井厚志君） 聞いている範囲ですと、日立造船と同じだけの用地を求める計画であると聞いております。

○委員長（五味武彦君） ほかございますか。

内藤委員。

○委員（内藤久歳君） 1ページの結果というところなんだけれども、この考え方というのは、来年の3月までに要は日立造船が接続していることに関してそれが駄目になるというのが令和6年3月9日までに事業を開始しなければいけないという意味合いだと思うんだ。そういうことですよ。その間に発電所を造って、送電を可能にするというスケジュールということですよ。そういう認識でいいのかな。

○委員長（五味武彦君） 酒井課長。

○環境課長（酒井厚志君） まず、表の左側になりますけれども、電力系統接続というところの東京電力の下のところになります。令和3年2月末、年明けの2月までに東京電力さんが工事をもう予定しているもの、これを日立造船が断ってしまうとその2つ下の丸ポチなんです。今工事発注を逸すると次回は令和6年度以降というように、もう工事が行えない可能性が十分高いと。で、また、日立造船さんがその権利等を放出してしまえばもともとあそこに日立造船がやろうとしていただけの量の電力を供給できる予定でしたけれども、それをずっと確保しておくということは東京電力さんできません。ですので、今回を逃してしまうと、正直言ってバイオマス発電事業自体の実施は不可能に近いということを確認できたということになります。

○委員長（五味武彦君） 内藤委員。

○委員（内藤久歳君） ここがすごくポイントだよね。ここについては継承事業者と日立造船との間の話になるけれども、ここだけやっておけば取りあえずは事業は見通しがつくという考えでいいの。

○委員長（五味武彦君） 酒井課長。

○環境課長（酒井厚志君） この令和3年2月末までに市が事業者を決定すれば、日立造船さんはその事業者のほうで工事費がかかった場合でもしっかりその分は補填しますよというお約束ができれば、日立造船さんは東電の工事を進めていただけるとは思いますけれども、決まらない中でこの期日を迎えてしまうということであれば権利を放出される可能性は十分高いというふうなことでございます。

○委員長（五味武彦君） 内藤委員。

○委員（内藤久歳君） そうすると、あと1点は、既に日立造船がああやって設備認定の2億円だっけ、それを東電のほうへ払っているわけだよね。それも日立造船の負担になっているわけだから、そういうことも含めて日立造船は、一応だから市の対応としてそれまでにオーケーになればその2つのことに関しては処理できるという考えを持っているの。

○委員長（五味武彦君） 酒井課長。

○環境課長（酒井厚志君） 委員さんのおっしゃるとおりでございます。

○委員（内藤久歳君） そういうことだね。じゃ、できるだけ早くそこに行くように進めるといふことしかないよな。

○委員長（五味武彦君） よろしいですか。

伊藤委員。

○委員（伊藤 毅君） 今の部分でちょっと確認したいんですけども、あくまでも東京電力に発注するのは日立造船の会社のままで発注するということですか。

○委員長（五味武彦君） 酒井課長。

○環境課長（酒井厚志君） 接続の契約を交わしているのが日立造船になります。で、速やかに事業者等が選定できて、これまでにその事業者の変更等ができれば新しい事業者に変更ということも可能かとは思いますが。いずれにせよ、今東電さんが言っているのは、日立造船さんであろうと次の事業者であろうと、工事時期についてはこの年明け2月末までに決定しないとならないという回答でございます。

○委員長（五味武彦君） よろしいですか。

伊藤委員。

○委員（伊藤 毅君） じゃ今の状態だと日立造船が東電に対して工事発注する場合もあるし、スムーズにいけば新しい継承したところが発注する場合もあるということで、それは両方いっても東電は大丈夫なんですか。

○委員長（五味武彦君） 酒井課長。

○環境課長（酒井厚志君） その辺も東京電力に確認はしました。基本的には、大きな声では言えませんが、大丈夫だという話は聞いております。

○委員長（五味武彦君） ほかがございますか。

有泉委員。

○委員（有泉庸一郎君） いろいろ説明してもらっているんだけど、この2ページの1番の、要するにこれが整いさえすれば大丈夫ということですよ。そういう意味合いでいいんですよ。

○委員長（五味武彦君） 酒井課長。

○環境課長（酒井厚志君） おっしゃるように、ここが一番の直近というか近々の大きな問題だと市のほうでも捉えているところでございます。

○委員長（五味武彦君） 有泉委員。

○委員（有泉庸一郎君） 実際は今までも期待を裏切ってきた部分はあるんで、だけれどもどうなんですか、実際の話は。

○委員長（五味武彦君） 酒井課長。

○環境課長（酒井厚志君） 2ページでご説明をさせていただいたように、やはり実績とやる気、それぞれ事業者からは感じられます。市のほうでまだ、お願いはしてありますけれども最終的にまだちょっと資料が調わないのが、市としましてもこれまで第1回目の失敗がどちらかという融資の関係であったと私ども捉えているのと、2回目日立造船さんになりますけれども、こちらは木材の調達ができなかったと、ここを2つクリアできないと私どももパートナーとして相応しいとは言えないという観点を持ってしまして、材のほうについてはこの後説明がありますけれども、十分な能力をお持ちだと思っております。

融資のほうにつきましても、本来大和エナジーさんがついているので問題はないかと思えますけれども、ちゃんと一応私どもとしては今お願いしているのは、事業の収支計画等をお出しいただきたいということをお願いしているところで、今作成を一生懸命していただいている最中でございますのでこちら等を見させていただくと、あと一番の問題が今度日立造船からID、持っている権利、こちらの書換えのときには経産省のほうももう用地を必ず事

業者が取得というか、うちの場合は貸付になりますけれども、これがないと駄目ですというのを経産省のほうで言われているところがございますので、私どもとしては今相手方をお願いしているのが、今後いろいろ協議をしていって協定を結ぶにしろ結ぶまでの時間が相当まだ時間がかかる部分があると思います。融資等の決定とかというのもありますし、そういった意味で事前に必ずあなたたちが事業をやるのであれば、市が先行して事業用地を取得することに対しての覚書ができますかということをお願いしてあります。向こうのほうもその意向を示しており、法的にちゃんとした覚書になるかどうかという部分を今後詰めていきたいということをお願いしては考えておるところでございます。

○委員長（五味武彦君） よろしいでしょうか。

ほか、委員の質疑ございますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（五味武彦君） なければ傍聴議員の質疑を許します。

傍聴議員ございますか。

斉藤議員。

○議員（斉藤芳夫君） 参考までに聞きたいんですけども、3ページの山形県米沢、和歌山県上富田町、それぞれの発電設備の発電規模、分かりますか。

○委員長（五味武彦君） お待ちください。

藤田係長。

○バイオマス推進係長（藤田 充君） お答えいたします。

まず、山形県米沢市の発電事業所につきましては、6,250キロワット。和歌山県上富田町の発電所につきましては、6,850キロワットで操業をされております。

以上です。

○委員長（五味武彦君） よろしいですか。

ほか傍聴議員ございますか。

赤澤議員。

○議員（赤澤 厚君） いろいろさっきも委員さんから出ているんですけども、来年の3月、2月か。3か月しかないね。今までの例を見てもふるやから日立に代わったりいろんな苦勞をして、職員が大変苦勞をしているのは十分分かるんです。ただ企業が悪いだけであって、皆さんの苦勞は本当に我々も頭が下がるんですけども、あまりにもこのところ業者がいいかげん、正直言って。日立なんか2年も待たされて、契約契約、待ってくれ待ってくれ、通

産省がどうのこうの。最後には今度は急に手を引く。別に職員を責めるわけではないけれども、やはりこの事業は慎重にやらないと、3か月で簡単にはいいですよと、いいのかなと心配なんです、正直言って。だからやはりそこは今課長がやる気が十分見えると、分からんわけではないけれども、そここのところはやはり課長だ部長だに言ってもあれだけれども、当然トップの考えだと思ってくれるけれども、最終的には。やはりそここのところ、2度も失敗しているので今回は慎重にやっついていかないと、ここ3か月で確かに期日がないと言ったらそれは間違いないけれども、そここのところもっと慎重にやっていただきたい。これは要望でいいですけども、ぜひそここのところは気をつけて、要望をお願いします。

○委員長（五味武彦君） いいですか、要望で。

ほか傍聴議員ございますか。

加藤議員。

○議員（加藤敬徳君） 今赤澤議員のほうから言われたこととちょっと関連しているんですけども、ちょっともう時間がないということで今まで立てた計画を何とか乗っけたいという思いでやられていると思うんですけども、その一方で木材供給という部分については確かにノーリンさんはそれぐらいのストックがあるから大丈夫だと言っているようなんですけども、実際はやはり山梨県内の森林を保全するという意味合いからどれぐらい山梨県内で利用できる木材が調達できるのかという部分をしっかり検証して、でまた業者も例えばどのぐらい供給すると約束していても、そういう事業規模というか零細企業だったら途中で潰れたりとか、そういった部分のしっかり裏づけというんですかそういうのを取った上で、例えば発電規模ももう計画が立っている上でそれを進めなければというのではなしに、どのぐらいが安全に安定して県内で木材が調達できるかというのをしっかり検証したほうがいいんじゃないかと思うんですけども、どうですか。

○委員長（五味武彦君） 酒井課長。

○環境課長（酒井厚志君） 今委員さんに言われたとおりだと市のほうでも思っているところではあります。先ほどちょっと説明したように、日立造船さんのほうが覚書を交わした事業者のほうには訪問をする中で、今後も自分たちはできないけれども市がバイオマス発電事業をやる場合については承継事業者等に協力いただけるかというお話も回りながらしていただいております。で、一応皆さんのほうで早く実現してほしいと、協力するよというふうな意向を私どもも聞いております。そのままいけば、増減は若干あるかもしれませんが、県内の材は約5万トンぐらいは十分集まると感じているところでございます。

よろしく申し上げます。

○委員長（五味武彦君） よろしいですか。

ほか傍聴議員ございますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（五味武彦君） なければ傍聴議員の質疑、終了させていただきます。

以上で、木質バイオマス発電事業に係る確認事項についてを終了いたします。

次に、（２）その他に入ります。

バイオマス関係で環境課よりその他報告がありましたらお願いいたします。

〔「特にございません」と呼ぶ者あり〕

○委員長（五味武彦君） ないですか。

なければその他を終わります。

引き続き次第４、その他を行います。

委員より、特別委員会関係でその他何かございましたらお願いいたします。

〔発言する者なし〕

○委員長（五味武彦君） なければその他を終了させていただきます。

私のほうから、この後勉強会を開催していただくことになっております。こちらの本委員会では参考人、特に講師等々を呼ぶことが不能ということなので、全協、全員協議会を開くという運びに、議長にお願いしてございます。今回については、日立造船、それからグリーン・サーマル、それからノーリン、各担当者がこちらに来ます。その際にそれぞれの説明をしていただくという形になります。日立造船については、これはもう継承しているということなので、グリーン・サーマル、それからノーリンについては候補の一つだということで認識をお願いいたします。まだ決まったわけではないということで、認識をお願いいたします。それぞれの企業の理解を深めていただくための勉強会であるというふうなことでお願いしたいというふうに思います。

私のほうは以上でございます。

以上をもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。

これをもちまして、バイオマス産業都市構想特別委員会を閉会といたします。

ご苦労さまでした。

閉会 午後 ２時 11分